

令和 8 年玉村町議会第 2 回臨時会会議録第 1 号

令和 8 年 4 月 1 0 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

令和 8 年 4 月 1 0 日（金曜日）午後 3 時 3 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号）)

日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）)

日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）)

日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町税条例の一部改正について)

日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について)

日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)

日程第 9 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 1 0 議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３人）

1 番	川 端 悟 君	2 番	峯 岸 敬 一 君
3 番	笛 木 美登利 君	4 番	嶋 田 由紀子 君
5 番	井 上 景 子 君	6 番	松 本 幸 喜 君
7 番	羽 鳥 光 博 君	8 番	堀 越 真由子 君
9 番	備前島 久仁子 君	10 番	高 橋 茂 樹 君
11 番	浅 見 武 志 君	12 番	月 田 均 君
13 番	新 井 賢 次 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	丸 山 智 志 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	畑 中 哲 哉 君
住 民 課 長	齋 藤 博 君	経済産業課長	平 野 敏 行 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	関 根 聡 子	局 長 補 佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

○開会・開議

午後 3 時 3 0 分開会・開議

◇議長（新井賢次君） 着席願います。

ただいまの出席議員は 1 3 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 8 年玉村町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議長（新井賢次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、9 番備前島久仁子議員、1 0 番高橋茂樹議員の両名を指名いたします。



○日程第 2 会期の決定

◇議長（新井賢次君） 日程第 2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日、午後 1 時 3 0 分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

羽鳥光博議会運営委員長。

〔議会運営委員長 羽鳥光博君登壇〕

◇議会運営委員長（羽鳥光博君） 令和 8 年玉村町議会第 2 回臨時会が開催されるに当たり、本日午後 1 時 3 0 分より、役場 4 階会議室におきまして議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りいたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認に関する議案が 7 件、工事請負変更契約の締結に関する議案が 1 件の計 8 議案であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げまして、報告いたします。

◇議長（新井賢次君） 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和 8 年玉村町議会第 2 回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。



○日程第 3 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））

○日程第 4 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 7 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号））

○日程第 5 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））

◇議長（新井賢次君） 日程第 3、承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））から日程第 5、承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和 7 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））までの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号から承認第 3 号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第 1 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 2 号））における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分したもので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から 4, 0 9 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 4 4 億 7, 3 2 9 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、決算見込みによる調整が主なものとなっており、具体的には、法人町民税の減額や地方交付税の増額、事業費の確定に伴う国・県支出金等の増額または減額となっております。

寄附金につきましては、個人版ふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金を決算見込額に合わせ、それぞれ寄附の用途に応じた事業へ充当するほか、その他の寄附金については、それぞれ寄附の目的に沿った基金の積立てに充当するものでございます。

一方、歳出につきましては、各種事業費の確定による減額や、事業の精算による国・県返還金の追加のほか、ご寄附いただいた寄附金を寄附者の意向に沿った基金へ積み立てるものでございます。

なお、地方債の補正は、事業費確定に伴う減額となっております。

以上が本専決処分における一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、承認第２号 令和７年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付で専決処分したもので、同条第３項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ７，５００万円を減額し、歳入歳出予算の総額を３４億３，５１２万７，０００円とするものでございます。

専決内容ですが、歳入につきましては、加入者の減少による保険給付費の減額に伴う県支出金の減額でございます。

歳出におきましては、保険給付費における療養給付費や高額療養費を減額するものでございます。

以上が本専決処分における国民健康保険特別会計補正予算の内容でございます。

次に、承認第３号 令和７年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第４号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和８年３月３１日付で専決処分したもので、同条第３項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に８９万３，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を２７億６，６２０万２，０００円とするものでございます。

まず、歳出につきましては、地域支援事業費の令和６年度清算に伴う国庫補助金返還金でございます。それに対する歳入につきましては、前年度繰越金から国庫補助金返還金を計上するものでございます。

以上が本専決処分における介護保険特別会計補正予算の主な内容でございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で３議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第３、承認第１号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和７年度玉村町一般会計補正予算（第１２号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和7年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和7年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 6 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第 7 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について）

○日程第 8 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第 9 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）

◇議長（新井賢次君） 日程第 6、承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第 9、承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）までの 4 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第 4 号から承認第 7 号までの 4 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものでございます。

今回の改正は、法律の改正及び新たな規定の整備に伴い、町条例の規定を整備するものであります。

主な改正内容であります。個人の町民税につきましては、同族会社の大口株主等が支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き所得割の課税標準である総所得金額に含めることとするた

め、所要の規定整備を行うものであります。

また、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を延長するものであります。

固定資産税関係では、鉄道貨物会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の削除に伴う項ずれを反映するほか、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

軽自動車税関係では、環境性能割の廃止に伴い、種別割の名称を軽自動車税へ変更するものであります。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正により、地域再生計画に基づき地方拠点の強化または拡充を行う事業者に対する優遇措置の適用期限が延長されるとともに、対象となる償却資産の範囲が明確化されたことに伴い、玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分したものであります。

改正内容としましては、第1に、不均一課税の適用要件である特定業務施設整備計画の認定日について、これまで地域再生計画の公示の日以後、令和8年3月31日までとされていたものを令和10年3月31日まで延長することに伴い、条文を改正するものであります。

第2に、特例の対象となる固定資産の範囲は、家屋、構築物、償却資産及び土地としておりますが、省令の改正により償却資産の対象範囲が明確化されたことに伴い、償却資産については、建物または構築物に附属する設備及び機械に限定するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日からとし、令和9年度以後の固定資産税について適用することとするものです。

次に、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日付で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

主な改正内容であります、鉄道貨物会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の削除に伴う項ずれを反映するものであります。

次に、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものであります。

主な改正内容ですが、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い課税額の設定を行うとともに、所要の措置を講ずるものであります。

また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、66万円から67万円に引き上げるものであります。さらに、減額措置に係る軽減判定について見直しを行い、5割軽減では、被保険

者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減では56万円から57万円にそれぞれ引き上げ、減額対象を拡大するものであります。

以上、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 以上で4議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第 10 議案第 31 号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（新井賢次君） 日程第 10、議案第 31 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 31 号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和 7 年 8 月 8 日に議会のご議決をいただきました樋越堰整備補修工事について、変更契約を行うものでございます。

変更理由といたしましては、工事を実施する中で、操作小屋の浸水対策のために油圧ユニットのかさ上げ工が必要になること及び端気川の水量が想定よりも多いため、止水工を増工するものでございます。これにより、154 万円増額となり、変更後の契約金額は 6,094 万円とし、令和 8 年 4 月 1 日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（新井賢次君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

6 番松本幸喜議員。

〔6 番 松本幸喜君発言〕

◇6 番（松本幸喜君） まず、ポンプ小屋のかさ上げ工が必要だということなのですが、事前にそれは把握できなかったのかということと、あと想定以上の水量なのでということなのですが、水量を想定した事前の調査がどのような調査だったのかお聞きしたいと思います。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） お答えいたします。

まず、かさ上げ工につきましては、こちらの樋越堰が昭和 54 年に設置された設備なのですが、それから 46 年くらい経過しております。そういった中で、今現在、操作するために油圧ユニットが設置されているのですが、ただ今回の工事では、設置から大体 40 年後に今現在の部材を使うと

いうことになります。当初につきましては、今現在ある古い機械を取って、そのままつけばいけるのかなと思っていたのですが、ただ型式、寸法、そういったところも含めまして、うまく既存のユニットに設置することができないということで、そうするとある程度かさ上げをして全体的に上げないと浸水、水につかってしまいます。高さも若干違っていましたので、そういったところで浸水の防止、それから今現在のユニットを接続するためのかさ上げ、いわゆる調整というのですかね、そのために必要になった工事でございます。

それからもう一つ、想定していた水量の関係なのですが、具体的にどれくらいの立米が流れてくるかという想定を正直そこまでしていなかったのですが、その前に広桃用水さんとも事前に樋越堰の改修工事に当たって断水のお願いをしてきたところでもございました。ただ、こちらは前橋のほうから流れてくる水なものですから、非かんがい期であっても、うちのほうで断水ですとがっちりと止まるものだと思っていたのですが、前橋から流入する水が想定以上に多かったというのが現状でございます。そのために、天川分水という前橋のところなのですが、そこに急遽、設置に当たって減水する必要がありますから、そちらに土のうも含めたそういった止水工を追加せざるを得ないという状況になったものでございます。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 6番松本幸喜議員。

〔6番 松本幸喜君発言〕

◇6番（松本幸喜君） 要するに水の水量が減ると想定していたものが実際はそうではなかったというような理解でよろしいのでしょうか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） こちらも、正直どれくらいの流量で何センチくらい、河川の底から高さが残るかというところまで想定できればよかったのですが、ちょっとそこまで想定せず、広桃用水土地改良区さんと協議の中で断水していただけるというところで設置が可能かなという程度で想定したところで、今回こういった差異が出たような状況でございます。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） この工事請負変更契約の締結が昨年8月8日の議会の議決で得た工事請負契約ということですから、債務負担行為を設定して8年度事業として行うということは考えられるのですが、154万円の変更契約を結ぶということは、154万円に対する予算を債務負担行為設定の変更、あるいは8年度予算の中で補正をすることになると思いますけれども、そういった予算計上の仕方は今後どのようにされるのですか。

◇議長（新井賢次君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君） こちらの工事費につきましては、3月の議会にて繰越明許をさせていただいております。そのときに、この工事費、うちのほうで予定しております当初予算、そのまま全額繰越明許ということで上げさせていただいております。その工事費につきましては、若干当初から入札差金が出ておりましたので、予算全額を繰越しすることによって、その中で今回の増額分も賄える形になっております。

以上です。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） 繰越明許ということで全額繰越しということで、154万円の程度は入札差金で賄えるということですからプラス補正はしないということで分かりました。先ほど7年度補正予算、議会で議決承認をした樋越堰長寿命化・防災減災事業で地方債を10万円ほど減額しておりますけれども、これとの関連は、この工事はどうなっているのですか。

◇議長（新井賢次君） 休憩します。

午後4時休憩

午後4時3分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 丸山智志君発言〕

◇総務課長（丸山智志君） お答えいたします。

今回の変更契約との関係について、起債のほうの関係はあります。2か年で借りたので、その清算をするに当たりまして、7年、8年で差額というか、町債で10万円単位でやりますので、その差額が出て、今回10万円分の減額の補正はさせていただいております。令和7年3月の専決において、専決はさせていただいております。

◇議長（新井賢次君） 7番羽鳥光博議員。

〔7番 羽鳥光博君発言〕

◇7番（羽鳥光博君） そうしますと、工事請負変更契約の締結ということで、契約目的が樋越堰整備補修工事という名称なのです。先ほど専決処分の承認をさせていただいた、地方債を10万円減額して1,170万円に落としたのが、樋越堰地区長寿命化・防災減災事業ということですから、同じ

工事名ということですか。今そういうふうに言いましたよね。2か年で、7年度、8年度、地方債の財源を7年度については10万円を減額するけれども、残りについては8年度でまたそれは予算の補正対象になるというのは理解しましたけれども、事業名が違うのではないのですか。だから別物と考えていればいいのですか、こちらは。今、同じような事業だと、関連していると言いましたからお聞きしたのですけれども。

◇議長（新井賢次君） 休憩します。

午後4時5分休憩

午後4時6分再開

◇議長（新井賢次君） 再開します。

◇議長（新井賢次君） 総務課長。

〔総務課長 丸山智志君発言〕

◇総務課長（丸山智志君） お答えいたします。

この減額の分と今回の工事変更契約のものが同じかどうかということでよろしいでしょうか。同じものになるかと思います。

◇議長（新井賢次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（新井賢次君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（新井賢次君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○閉 会

◇議長（新井賢次君） 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和8年玉村町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時7分閉会